

# 訪問薬剤指導

ってなあに？



2026年（令和8年）1月

福山市

## 訪問薬剤指導とは？

病院や薬局で受けていた薬の説明や管理を、ご自宅でも安心して続けられるように薬剤師が訪問してサポートするサービスです。

主治医や訪問看護師などと連携しながら、お子様とご家族の生活に合わせた薬の使い方や安全管理を支えます。

「薬の専門家が家に来てくれる」ことで、在宅療養での不安を減らし、安心して生活できるようにします。

## 薬剤師の訪問にはどんなサービスがあるの？

### 1. 薬の安全管理と服薬サポート

薬剤師は処方薬の内容や飲み合わせ、副作用のリスクを確認し、安心して服薬できるように説明や指導を行います。服薬のタイミングや方法を工夫することで、日常生活に無理なく取り入れられるようサポートしていきます。また、副作用が疑われる症状のチェックを行います。



### 2. 残薬の整理と処方調整

飲み忘れや余ってしまった薬を整理し、必要に応じて医師に相談して処方の調整を行います。薬の無駄を減らし、ご家族の管理の負担が軽くなるようお手伝いします。

### 3. 医療材料・栄養剤の運搬支援

重い栄養剤や大量の医療材料、人工呼吸器用の精製水などを薬剤師が訪問時に届けることで、ご家族の物理的な負担を大きく減らすことができます。必要な物品を確実にご家庭に届けることで安心感も得られます。



### 4. 医療チームとの情報共有

訪問で得た薬の使用状況や体調の変化を医師や看護師に報告し、チームで連携してお子さまの健康を支えていきます。薬剤師が橋渡し役となることで、医療と在宅生活のつながりが強くなります。

### 5. 相談窓口としての役割

薬に関する不安や疑問だけでなく、栄養や生活習慣に関する相談も受け付けています。必要に応じて他の専門職につなぐことで、ご家族が安心できる環境づくりをお手伝いします。



## Q & A

Q1

訪問薬剤指導では、どんなことをしてくれるのですか？

A. 薬剤師は、お子さまが使用している薬の管理や服薬状況を確認し、飲み合わせや副作用のチェックを行います。さらに、薬の効果や安全性について説明し、必要に応じて在宅での薬の調整や指導を行います。加えて、重い栄養剤や医療材料、人工呼吸器用の精製水などを届けすることで、ご家族の負担が少しでも軽くなるようお手伝いしています。

Q2

訪問薬剤師は医師や看護師とどう連携していますか？

A. 薬剤師は医師の処方内容を確認し、看護師が行う医療的ケアと薬の使用が矛盾しないように調整します。訪問時に得た情報は医師や看護師に報告し、必要に応じて処方の変更やケア方法の改善につなげています。薬剤師はチーム医療の一員として、在宅生活と医療をつなぐ橋渡し役を担っています。

Q3

薬剤師が訪問することで親の負担は軽くなりますか？

A. はい。薬の管理や服薬の工夫について専門的なアドバイスが得られるため、ご家族が一人で悩む時間が減ります。残薬の整理や処方調整も薬剤師がサポートします。また、重い栄養剤や大量の医療材料を薬剤師が運んでくれることで、日常の負担を大きく減らすことができます。

Q4

訪問薬剤師に相談できる内容は薬のことだけですか？

A. 薬に関することが中心ですが、栄養や生活習慣、医療的ケアに伴う不安などもご相談いただけます。必要に応じて他職種につなぐこともでき、地域の支援や制度の情報を紹介する場合もあります。薬剤師は「薬の専門家」であると同時に、ご家族の身近な相談相手としても役立てます。

## どのようにすれば利用できるの？

利用には主治医の指示が必要です。まずは主治医にご相談ください。また、訪問看護師、訪問介護、地域連携室の方にご相談いただいても構いません。

その後、福山市内の訪問薬剤師サービスを行っている薬局にお問い合わせいただけます。

## 訪問してくれる薬局はどうやつたら見つかるの？

■広島県薬剤師会のホームページから

薬剤師の訪問が可能な薬局を検索できます



＼ここから検索スタートしてください／

薬剤師の在宅訪問が可能な薬局を検索する

広島県薬剤師会ホームページ「薬剤師の在宅訪問」

【URL】<https://www.hiroyaku.or.jp/kenmin/visit>



(公社) 広島県薬剤師会  
マスコットキャラクター  
「ヤクザイくん」

お電話でのご相談も受け付けています！（広島県薬剤師会）

受付曜日 毎週 月曜日～金曜日（祝祭日を除く）

受付時間 9：00～17：00

電話番号 0120-093-936（広島県薬剤師会）

## 利用料はどのくらいかかるの？

医療保険の自己負担分までとなります。

福山市の「子ども医療費助成制度」を利用すると、0歳児から中学校3年生までは、薬局は「無料」です。

- ◎「小児慢性特定疾病医療受給者証」、「自立支援医療受給者証（育成医療）」等をお持ちの方は、受給者証等に記載されている自己負担上限額までとなります。
- ◎福山市「重度障がい者医療受給者証」をお持ちの方は、「子ども医療費助成制度」と同様に、薬局は「無料」になります。
- ◎交通費は各薬局の規定により実費負担となる場合があります。  
※詳細については、各薬局にお問い合わせください。

## 問い合わせ先

担当 :

電話 :

福山市医療的ケア児の在宅医療体制の整備に関するワーキンググループ作成